

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの今後の在り方について

1. 検討の必要性について

- 「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」(以下「加算プログラム」という。)は、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の提言を受け、平成 24 年度予算¹から、深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進するために導入された「公的支援見直し」を前身としている。
- 「公的支援見直し」導入以降、法科大学院の実情を踏まえながら加算プログラム自体の見直しを行ってきたが、令和 7 年 2 月の中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会による「第 12 期の審議のまとめ～法科大学院制度の 20 年の歩みと法科大学院教育の更なる発展・充実～」(以下「第 12 期審議まとめ」という。)において、法科大学院開設から 20 年を振り返り、「当委員会をはじめ関係者においては、教育の質の向上や組織見直しについて、様々な改革に取り組んできた。その結果、各法科大学院においては、教育内容等の改善・充実に向けた取組を着実に進め、成果を挙げてきている」とした上で、加算プログラムについては、「令和 6 年度より新たに 5 年間の取組が開始されたところであるが、法科大学院を取り巻く状況の変化を注視しつつ、各法科大学院の意見も踏まえながら、実施の在り方を含め随時に見直しを行っていくことが求められる」としている。
- このため、法科大学院にとって加算プログラムが果たしている役割や影響等も含めて、加算プログラムの現状を分析するとともに、法科大学院が直面する課題等を明確にした上で、法科大学院がプロセスとしての法曹養成制度の中核的な機関として、社会からの揺るぎない信頼を確立するために必要な方策のうち、ここでは加算プログラムの今後の在り方を検討する。

2. 加算プログラムの現状と課題について

(1) 加算プログラムの仕組

- これまでの加算プログラムの経緯については参考資料 18 ページのとおりである。このような変遷をたどり現行の加算プログラムは、司法試験合格率や入学者数等の指標に基づき法科大学院を 3 類型に分類し、基礎額算定率を設定するとともに、各法科大学院から提案された 5 年間の機能強化構想と、それを実現するための取組に

¹ 国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金を減額。国からの公的支援を受けていない公立大学の法科大学院は対象外。

(案)

対する実績を法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム審査委員会（以下「加算プログラム審査委員会」という。）で評価し、加算率を設定している。

- これらの基礎額算定率と加算率を合わせた配分率を活用し、国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金（特別補助（法科大学院支援））（以下「基盤的経費」という。）に、予算の範囲内でメリハリを付けて配分している。
- なお、基礎額算出部分は、司法試験合格率に偏重することがないように、夜間開講や地域配置等により加点となる指標も設定しているものの、司法試験合格率以外で法科大学院間に差が出ることは少なく、司法試験合格率が平均未満の法科大学院は低位に位置するなど、評価結果は固定化する傾向が見られる。
- 加算額算出部分においては、各法科大学院が自ら設定した取組と、その取組を測るのに適切な数値目標の達成度で評価を実施しており、毎年度評価結果には流動性が見られる。
- 令和3年度以降の傾向として、配分率100%以上となっている法科大学院は、全体の約3割の状態が継続している。なお、令和6年度の評価結果においては、100%以上の配分率となっている法科大学院が三大都市圏（千葉県、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県）に集中している傾向が見える。

(2) 各法科大学院から見た加算プログラムの課題等について

- 加算プログラムを実施していることで、未修者教育の改善・充実、法学部や地域との連携強化など、個別の取組が一定程度推進されていることや、課題認識を共有し対応方策を検討する機会になるなど、学内の意識改革に繋がっていることが、加算プログラムの意義として法科大学院へのアンケートから聞かれた。
- 一方で、司法試験合格率が最終的な配分率に大きく影響していること、中小規模の法科大学院を中心に、本来安定的に配分されるべき基盤的経費が削減されていることや、加減算にかかわらず、毎年配分率・配分額が変動するため中長期的な見通しをもって運営することが困難となっていることなどが課題として法科大学院より寄せられている。特に、減算されることで、非常勤講師が担当する科目の廃止、教育補助者の削減、課外講座の廃止、奨学金の廃止、教員研究費・旅費の大幅な削減等をせざるを得ない状況となり、取組を維持することができないという声も聞かれたところである。
- また、法科大学院から加算プログラムへの負担感があることについても意見が寄せられており、とりわけ、教育研究活動に支障が出ているという指摘には注目すべきである。さらには、認証評価との重複も指摘されており、認証評価機関による評価結果を社会的な評価としている認証評価と、加算プログラム審査委員会による評価結果を基盤的経費に反映させている加算プログラムでは、目的、手段や効果が異

(案)

なるものの、法科大学院の取組を評価するという点においては共通していることから、法科大学院の負担感に繋がっているものとする。

(3) 総括

- 冒頭にも触れたように、「公的支援見直し」は、「深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進する」ために導入された経緯があり、主に「司法試験合格率が全国平均の半分未満の法科大学院」、「競争倍率(受験者数/合格者数)が2.0倍未満の法科大学院」、「入学者数が10名未満の法科大学院」の3つの指標(以下「3つの指標」という。)を中心に判断された。現状でこの3つの指標全てに該当するような「深刻な課題を抱える法科大学院」は存在していない。

- ・ 司法試験合格率²が全国平均の半分未満の法科大学院数
平成26年度：8大学(15%) → 令和6年度：2大学(2%)
- ・ 競争倍率(受験者数/合格者数)が2.0倍未満の法科大学院数
平成27年度：26大学(59%) → 令和7年度：1大学(3%)
- ・ 入学者数が10名未満の法科大学院数
平成27年度：6大学(13%) → 令和7年度：0大学(0%)

- また、法科大学院の質保証としては、自己点検評価に加え、第三者機関による分野別認証評価³(以下「認証評価」という。)が法令上義務付けられており、法科大学院独自の大学評価基準⁴に基づき、3つの指標も踏まえた認証評価の厳格化が図られている。平成18年度に認証評価が開始されてから、平成22年度にかけての第1サイクルでは、適格認定されなかった法科大学院が24校⁵あったが、令和3年度から令和7年度までの第4サイクルにおいて、令和6年度末で受審済みの法科大学院の状況⁶としては、1校が「不適合」の判定を受けたものの、その後、追評価によりこの1校も「適合」判定を受けている。このため、現時点で受審済みの全ての法科大学院が「適合」判定を受けている状況にあり、法科大学院全体として、一定の質確保が図られているところである。
- 現在の法科大学院が抱える課題としては、法科大学院全体の司法試験合格率が上昇傾向にある中で、「深刻な課題を抱える法科大学院」には該当しないものの、司法試験合格率が近年低い位置で横ばいとなっており、改善の余地を有する法科大学院も存在する。また、法廷活動はもとより、拡大する活動領域への対応や、社会情勢が複雑化・困難化する中で派生する多様な法的ニーズに対応できるようにするためにも、法科大学院のリソースを活用し、グローバルに活躍できる法曹、AIやデジタル等の先端分野かつ未知の領域に対応できる法曹、地域の司法サービスや裁判外紛

² 平成29年度以前は直近3年間の修了者に係る累積合格率、平成30年度以降は直近5年間の修了者に係る累積合格率とする。

³ 学校教育法第109条第3項、学校教育法施行令第40条

⁴ 学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第4条

⁵ その後追評価等において、適格認定を受けた法科大学院もある

⁶ 令和6年度末時点で34校中33校が受審済

(案)

争解決手続（ADR）を担う法曹等、時代の要請に応えられるような高度専門職業人を養成することが法科大学院には期待されている。

- また、本来大学の教育研究活動を継続的・安定的に支える基盤的経費が、毎年の評価結果に応じて配分を増減させる加算プログラムの仕組みは、仕組導入当時の目的であった「深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進する」観点からは有効ではあった。しかし、「深刻な課題を抱える法科大学院」がない現状において、法科大学院間での競争環境で、下位の法科大学院を有する大学の基盤的経費を減額する一方で、上位の法科大学院を有する大学の基盤的経費を増加させる構造は、法科大学院からのアンケートにもあったように、結果として、特に下位の法科大学院にとっては、改善のための取組を実施することを制限することになっている。
- 加算プログラムの仕組を維持することは、このような法科大学院間での競争環境の下で、基盤的経費にメリハリ付けを行い、法科大学院の組織見直しを加速させることになるとともに、毎年度評価結果が変動することにより、大学の財政を不安定な状況に置き続けることにもなる。これらの法科大学院を取り巻く状況等を勘案した上で、様々な評価との重複感を軽減する観点も含め、加算プログラムの見直しの方向性を議論する必要がある。

3. 今後の加算プログラムの在り方について（観点）

- 先に述べたような法科大学院への期待に対して、現行の加算プログラムでは、加算額算出部分で、各法科大学院が進める特色ある取組の進捗状況等を評価するなど、一定の取組を実施している。しかし、基礎額算出部分において、全法科大学院を一律に司法試験合格率等によって評価し、基盤的経費を削減した上で、加算額算出部分の評価によって加算する現行の仕組みは、第12期審議まとめで今後の方向性として示したような、各法科大学院が置かれている地域特性や規模なども踏まえた特色・魅力の更なる伸長を図っていくために必要な、きめ細かい評価として適切か。
- 法科大学院全体の入学定員は漸減しており、令和7年度時点で2,157名となる一方で、政府目標の令和11年度入学者数の目標は2,200人以上となっている。加えて、我が国の少子化・人口減少の影響は法科大学院においても例外ではないため、今後、法科大学院への志願状況などを注視する必要があると考える。また、規模の観点のみで言えば、大学全体の動向に加えて、法科大学院のみを対象として、これ以上組織見直しを加速させる必要性があるか。
- これまで見てきたような加算プログラム導入の趣旨や目的、法科大学院を取り巻く状況等を踏まえると、今後は、各法科大学院が少しでも自らの特色・魅力の伸長に計画性をもって遂行できるよう、教育研究活動の継続性・安定性を担保すること

(案)

を社会的に明確にすることが必要ではないか。

- 法科大学院教育を取り巻く状況と課題等を踏まえ、法科大学院の更なる機能強化を推進することは重要であり、必要な方策については、目的や効果を明確にした上で、法科大学院間の競争によらない適切な手法等を別途検討することが必要ではないか。